明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第六十八条の見出し中「核融合開発室及び」を「核燃料サイクル室、立地地域対策室、」に改め、「放射性廃棄物企画室」の下に「及び原子力国際協力室」を加え、同条第一項中「原子力計画課」を「原子力課」に、「核融合開発室及び」を「核燃料サイクル室、立地地域対策室、」に改め、「放射性廃棄物企画室」の下に「及び原子力国際協力室」を加え、同条第二項から第五項までを次のように改める。

2　核燃料サイクル室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基盤的研究開発に関する事務のうち核燃料サイクルに係るものに関すること。

二　原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもののうち核燃料サイクルに係るものに関すること。

三　原子力政策のうち科学技術に関するもののうち、核燃料サイクルに係るものに関すること。

3　核燃料サイクル室に室長を置く。

4　立地地域対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るものに関すること。

二　水戸原子力事務所の組織及び運営一般に関すること。

5　立地地域対策室に室長を置く。

第六十八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条に次の三項を加える。

8　原子力国際協力室は、文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9　原子力国際協力室に、室長及び国際原子力協力専門官一人を置く。

10　国際原子力協力専門官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るもの（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第七十一条の見出し中「企画官、スポーツ振興基本計画専門官」を「スポーツ政策企画室並びに企画官」に改め、同条第一項中「企画官二人、スポーツ振興基本計画専門官一人」を「スポーツ政策企画室並びに企画官一人」に改め、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項を削り、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3　スポーツ政策企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二　地方公共団体が定めるスポーツの振興に関する計画に関する指導及び助言に関すること。

4　スポーツ政策企画室に、室長及びスポーツ振興基本計画専門官一人を置く。

5　スポーツ振興基本計画専門官は、スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第四条第一項の規定による基本的計画の策定及び推進に係る専門的事項についての企画及び立案に当たる。

第七十三条の見出し中「企画官、」を「国際スポーツ室及び」に改め、「、アンチ・ドーピング支援専門官及び国際スポーツ大会専門官」を削り、同条第一項中「企画官、」を「国際スポーツ室及び」に改め、「、アンチ・ドーピング支援専門官及び国際スポーツ大会専門官それぞれ」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　国際スポーツ室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　スポーツにおけるアンチ・ドーピング活動の推進に関すること。

二　スポーツに関する競技水準の向上に係る国際文化交流の振興に関すること。

三　オリンピック競技大会その他の国際的な競技水準において行われるスポーツ大会に関すること。

3　国際スポーツ室に、室長並びにアンチ・ドーピング支援専門官及び国際スポーツ大会専門官それぞれ一人を置く。

第七十三条に次の一項を加える。

6　トレーニング拠点整備推進専門官は、ナショナルトレーニングセンターの整備に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

第二条　文部科学省組織規則の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「個人情報保護専門官」の下に「、危機管理専門官」を加え、同条第一項中「個人情報保護専門官」の下に「、危機管理専門官」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10　危機管理専門官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する危機管理に係る調整に当たる。

第十一条の見出し中「及び文教施設環境対策専門官」を削り、同条第一項中「及び文教施設環境対策専門官それぞれ」を削り、同条第八項を削る。

第三十八条の見出し中「及び新分野・融合領域担当専門官」を「、新分野・融合領域担当専門官及び技術者育成振興専門官」に改め、同条第一項中「及び新分野・融合領域担当専門官」を「、新分野・融合領域担当専門官及び技術者育成振興専門官」に改め、同条第三項中「室長」の下に「及び法科大学院振興専門官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4　法科大学院振興専門官は、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院における教育の振興に関する専門的事項についての企画及び立案並びに専門的、技術的な指導及び助言に当たる。

第三十八条に、次の一項を加える。

9　技術者育成振興専門官は、大学及び高等専門学校における技術教育の振興に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（大学振興課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

第五十条第七項中「室長」の下に「及び廃止措置確認専門官二人」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　廃止措置確認専門官は、命を受けて、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に関する事務のうち、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する専門的事項の調査、指導及び助言に当たる。

第八十二条第二項第一号中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「及び」を「並びに」に改め、「国際流通推進専門官」の下に「及びデジタルコンテンツ流通専門官それぞれ」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　デジタルコンテンツ流通専門官は、電磁的な方式により流通する著作物等の円滑な利用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

附　則

この省令中、第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

○文部科学省令第十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

文部科学大臣　川端　達夫

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九五七人」を「一、九五六人」に改め、同表文化庁の項中「二三五人」を「二三七人」に改め、同表合計の項中「二、一九二人」を「二、一九三人」に改める。